

議案第17号

二宮町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のように改正する。

平成30年2月27日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

介護保険法施行規則の一部を改正する省令が施行されたことにより、地域包括支援センターの職員に関する基準を改めることに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

二宮町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年二宮町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「専門員（」の次に「介護支援専門員であって、」を、「第36号」の次に「。以下「省令」という。」を、「第140条の68第1項」の次に「第1号」を、「した者」の次に「（当該研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者（以下「平成26年度以前修了者」という。）に係る最初の主任介護支援専門員更新研修（改正後の二宮町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第1項第3号の規定により、同号に規定する修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修のうち最初のをいう。以下同じ。）については、同号の規定にかかわらず、平成31年3月31日（平成24年度から平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者にあつては、平成32年3月31日）までに修了した場合には、同号に規定する日までの間に修了したものとみなす。
- 3 前項の規定により改正後の条例第4条第1項第3号に規定する日までの間に最初の主任介護支援専門員更新研修を修了したものとみなされた者に係る最初の主任介護支援専門員更新研修以外の主任介護支援専門員更新研修については、同号に規定する修了日は、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。
- 4 前項の規定は、平成26年度以前修了者が、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に主任介護支援専

門員更新研修を修了しないことにより、改正後の条例第4条第1項第3号に規定する主任介護支援専門員に該当しないこととなった場合には適用しない。

- 5 前3項の規定にかかわらず、平成26年度以前修了者が、介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第48号）の施行の日前に主任介護支援専門員更新研修を修了している場合は、なお従前の例による。

二宮町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(職員に関する基準)</p> <p>第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 主任介護支援専門員（<u>介護支援専門員であって、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者（当該研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して5年を経過した者</u>にあつては、<u>修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。</u>）をいう。）その他これに準ずる者 1人</p> <p>2 (略)</p>	<p>(職員に関する基準)</p> <p>第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1人</p> <p>2 (略)</p>